

第5章

文化財の保存又は活用に関する事項

1. 文化財の保存・活用の方針及び計画

1-1 市域全体に関する現状と方針

本市は古くからの歴史と文化に恵まれたところであり、各時代の貴重な文化財が多数所在している。これらの文化財は、地域の風土や生活と密接に関わって継承されてきたもので、本市の個性を表わす原点であるとともに、土地の歴史・文化を理解するために欠くことのできない要素である。言い換えると、文化財は、本市が未来に向けて地域の個性を活かして持続的な発展を遂げていくために、必要不可欠なものといえる。そのため、市内に所在する多様な文化財の継承に努力するとともに、人々にその価値を伝え社会に活かすことで、市民文化の向上や魅力的なまちづくりに寄与するように努めることとする。



文化財保護委員会（専門家）による現地指導

市域には、平成23年4月現在、133件の文化財が文化財保護法・京都府文化財保護条例・宇治市文化財指定条例により指定されており、これらの文化財所有者・管理者等と連携して、定期的に市域全体の文化財の維持管理の状況把握を行うとともに、計画的に保存修理事業や公開活用事業を推進していくものとする。

更に本市にある未指定文化財の状況把握のために継続的に調査を行い、その保護のために前述の法・条例による文化財指定等を推進するものとする。またこのような希少性・代表性・歴史性を前提とした主要文化財の保護に加え、従来、あまり文化財的視点からは把握してこなかった、市民の身近に伝えられてきた様々な文化遺産や伝統行事に市民の目線から光を当て、市民とともにこれらを未来に継承し豊かな地域文化の創造ができるよう、新たな制度的工夫についても検討を進める。

以下に文化財類型ごとに保存活用方針を述べる。

有形文化財（建造物・美術工芸品）

有形文化財（建造物・美術工芸品）

指定文化財のうち有形文化財の件数が最も多く全体の9割近くを占めており、それらの有形文化財のほとんどは、宗教法人が所有・管理している。今後も文化財としての保存管理体制を適切に継続し、適宜修理や公開を行えるように支援に努める。

なお本市ではこれまで文化財建造物に関して主に社寺建築を対象に指定を推進してきたが、近年の調査によって、民家などにも生業の特色を示す独特の建物や歴史的に保護すべき文化財的価値を有する建物が存在することが明らかとなりつつある。このため、今後も

建造物の調査を継続し、所有者の協力を得ながら指定や登録等による保護を推進する。加えて、文化財建造物に関しては、所有者・管理者が一層円滑にこれらの保存管理と活用が進められるよう「保存活用計画」の策定に関して支援していく。

無形文化財・民俗文化財

無形文化財や民俗文化財の指定件数は少ない。これは、市内各所の祭礼・行事などの詳細な調査が未実施であることに起因しており、市内全域でのこれら祭礼・行事の調査や記録作成や市民に対する普及啓発活動に取り組む。また必要に応じて宇治市の文化財指定を行うなど保護の措置を講じ、活動に対する支援に努める。

記念物（史跡・名勝・天然記念物）

宗教法人の管理する名勝庭園については、所有者と協力して現状の良好な景観の維持に努める。また本市が管理する隼上り瓦窯跡（国史跡）と庵寺山古墳（市史跡）は整備が完了し、一般に公開されており、今後も良好な管理を継続する。宇治川太閤堤跡（国史跡）については、土地の公有化完了後に整備を実施し、遺跡の保存と公開活用を推進する。歴史的価値が高い浄妙寺跡、松殿跡、白川金色院跡などの平安期藤原氏関係遺跡については調査を推進する。また市内に残された数少ない古墳や古代寺院跡についても、必要に応じて宇治市の文化財指定を行うなど保護の措置を講じるものとする。

重要文化的景観

現在は宇治地区を中心とした範囲が、重要文化的景観に選定されており、保存計画に従って適切な保存管理を推進する。加えて、文化的景観の価値の一層の向上を目指して白川地区・黄檗地区への範囲拡大の取組を進める。



美術工芸品の調査

1-2 重点区域に関する具体的な計画

宇治・白川歴史的風致重点区域には、国指定 24 件（うち国宝 9 件）、府指定 4 件、市指定 21 件、合計 49 件の有形文化財が所在しており、宇治市域の文化財の約 3 分の 1 を占めている。

国指定文化財の内訳は、重要文化財（建造物）8 件、重要文化財（美術工芸品）12 件、史跡 2 件、名勝 1 件、重要文化的景観 1 件で、市内の国指定文化財の 44% が所在する。府指定文化財は名勝 2 件、文化財環境保全地区 1 件、無形民俗文化財 1 件、美術工芸品等 4 件で、市内の府指定文化財の 18% が所在する。市指定文化財については建造物 2 件、無形文化財 1 件、美術工芸品等 18 件で、市指定文化財の 38% が所在する。

（1）宇治地区

宇治地区は、世界遺産の平等院・宇治上神社を始め、本市を代表する文化財が集中する地区であり、平安時代の街区と中世に形成された街路（宇治橋通り）を基盤とする市街地

は、その地割形状を現在も良好に継承している。この宇治地区の伝統的街区には戦前からの建物が400棟近く残っており、家屋調査を順次進めているところであるが、その成果に基づき文化財指定・登録を検討していく。

史跡宇治川太閤堤跡は、文化庁、京都府教育委員会等の指導のもと、今後は地下の遺構を保存しながら、近世土木遺産の壮大な規模を感じさせる整備を行うこととする。

そのほか、宇治の文化的景観（重要文化的景観）は、整備に向けた取組を進めており、住民主体のまちづくりを支援しつつ、速やかな事業実施に努める。

（２）白川地区

白川地区には、白山神社拝殿（重要文化財）があるほか、地蔵院には奈良・平安時代の多くの文化財が伝えられ、壮大な伽藍であったとされる白川金色院跡や経塚遺物（府指定）など考古資料も良好に残されている。白川金色院跡は平成5年から調査を実施しており、今後は重要な遺跡として適切な保護に向けた取組を推進する。また文化的景観の保存調査も実施しており、白川地区の重要文化的景観の範囲の追加を計画している。

このほか白川地区には、「百味の御食」など特徴的な祭礼行事も継承されており、今後は無形の文化財の調査も取り組むこととする。

2. 文化財の修理（整備を含む）に関する方針及び計画

2-1 市域全体に関する方針

文化財建造物等については、文化財保護法等の関係法令に基づき適切な保存が図られるよう、計画的に修理（整備）を実施する。所有者・管理者の日常的な管理や点検により、破損等の早期発見に努めるとともに、修理・修復が必要と認められる場合には、速やかに措置を行うものとする。現状変更を伴う場合は、文化財としての価値を損なうことがないように所有者等に適切な助言を行うとともに、必要に応じて修理（整備）のための調査を実施し、国（文化庁）、京都府、文化財保護委員会及び専門家等の意見を踏まえて適切な方法をとるものとする。



萬福寺松隠堂（重要文化財）の修理

また現在修理事業が行われている萬福寺（重要文化財萬福寺松隠堂庫裏ほか2棟）など、文化財の修理状況の現場公開を行うことで、市民への普及啓発にも努める。

なお国・府・市指定文化財は、現状変更等に対する専門家等の指導・助言をうけるとともに、保存修理や整備への財政支援に努めるものとする。市内に所在する未指定文化財の修理については、「京都府社寺等文化資料保全補助金」や「文化財を守り伝える京都府基金等事業費補助金」を活用するとともに、本市も補助することによって所有者の負担軽減を図ることとする。

2-2 重点区域に関する具体的な計画

（1）国宝・重要文化財建造物

宇治上神社本殿・拝殿（国宝）は、前回の屋根葺替から拝殿は35年、本殿は30年が経過して桧皮の傷みが顕著になっており、このため国庫補助事業による屋根葺替修理が計画されている。

<重点区域における事業>

宇治上神社拝殿ほか屋根葺替修理事業（宇治上神社拝殿（国宝）は平成24年度以降、宇治上神社本殿（国宝）は平成25年度以降）

（2）史跡宇治川太閤堤跡

史跡宇治川太閤堤跡は、平成22年度から土地の取得を行い、同年に整備基本計画を策定している。史跡整備事業においては、覆下茶園を営む民地を挟んだ南側・北側の区域で、それぞれ発掘成果を活かした整備を計画している。北側のAゾーンは太閤堤の築堤期を再現、また南側のBゾーンは太閤堤の埋没期を再現するという、整備方針を定めている。指

定地と隣接する区域には、史跡整備と一体となった交流ゾーンを整備することで、宇治の歴史文化の情報発信や来訪者の利便性を満たす機能を補完し、(仮称)お茶と宇治のまち歴史公園としての公開を目指している。

今後史跡の復元整備に関しては、文化庁・京都府教育委員会の指導のもと、「宇治川太閤堤跡保存整備検討委員会」に諮りながら進めるものとする。

<重点区域における事業>

史跡整備事業（平成25年度～令和3年度）

(3) 重要文化的景観

宇治地区では、重要文化的景観の選定時に定めた保存計画に従い、具体的な整備計画が必要であるため、現在宇治橋通りを中心に整備計画の策定に着手している。

重要文化的景観の重要構成要素である宇治橋通りは、府道無電柱化事業によって、無電柱化と修景舗装が行われており、宇治橋通りの文化的景観としての価値を尊重した整備が図られている。

また重要構成要素の家屋の修理・修景は、国の補助金の充当を可能とする市の分担金条例を活用した、文化的景観保存活用事業を進めるものとする。

<重点区域における事業>

文化的景観整備計画策定調査（～令和3年度）

重要文化的景観保存事業（平成24年度～）

無電柱化事業（～令和3年度）

【史跡ゾーン】 国(文化庁)から史跡に指定されたエリアで、文化財としての保存に配慮しながら、様々な時代の太閤堤が体感できるような整備をする。

Aゾーン：秀吉の時代の壮大な遺跡を体感

- ・太閤秀吉が築堤した壮大な土木遺構を再現
- ・川を模した水辺空間を整備

Bゾーン：茶樹に親しめる茶園を演出

- ・太閤堤が造られ、時間の経過とともに砂地ができ、茶園として利用される時代を再現
- ・茶摘体験など、茶樹は活用(使用)することを検討
- ・誰でも間近で見ることができる茶園 高級茶栽培(茶業を営む)ではありません。

【交流ゾーン】 史跡ゾーンを補完し、かつ宇治のまちに賑わいを創出するような整備をする。

お茶と宇治のまち交流館・庭園・にぎわい広場

宇治の歴史・文化を知り、体験できる施設

宇治茶体験エリア

- ・茶栽培の始まりから「天下一」と称えられるようになる宇治茶の歴史や文化
- ・生茶葉が製茶されるまでの体験や試飲

宇治の歴史エリア

- ・古代から現代までの歴史の変遷
- ・現在に受け継ぐ重層する歴史の跡

太閤堤エリア

- ・宇治のまちに大きな影響を与えたかつての巨椋池や宇治川の移り変わり
- ・近世初頭の大規模河川事業である太閤堤の土木技術
- ・史跡宇治川太閤堤跡の発掘の経緯

憩い・くつろぐことのできる施設

- ・飲食のできるスペース
- ・のんびり休憩できるスペース
- ・宇治の名物などを販売できるスペース

観光情報を知ることができる施設

- ・様々な観光情報冊子を配置 など

茶の祭典広場・エントランス広場

賑わいあふれ、フレキシブルに利用できる広場

- ・お茶と宇治のまち交流館へと誘うアプローチ空間
- ・野点を行うなどのイベント等ができるスペース
- ・臨時駐車場への転用可能な構造

菟道稚郎皇子御墓の森と調和を図り、高木による樹林地や中低木の群落、草地による修景

- ・弁当を広げることができ、またイベントなどを開催できる森(広場)

3 . 文化財の保存・活用を行う施設に関する方針及び計画

3 - 1 市域全体に関する方針

本市には市内遺跡から出土した考古資料の収納施設として4箇所の仮設収蔵庫と、収蔵・展示施設として宇治市歴史資料館を設置している。宇治市歴史資料館は、主に指定文化財の保管と展示を行っており、文化財の保存活用の中核的役割を果たす施設として今後も現状の役割を維持しつつ、文化財に関する生涯学習活動等の機会拡充や展示企画の強化、内容の充実に努める。

なお埋蔵文化財の適切な収蔵と公開活用機能に関しては、整備事業を予定している（仮称）お茶と宇治のまち歴史公園において、この機能も果たせる施設の検討を行うこととしている。

また市内各所の指定文化財等には既に標柱・説明板等を設置しているが、今後も文化財の理解や周知、見学誘導の観点から、説明板や小規模な休憩施設（ベンチ等）の設置・更新を、景観に配慮しながら順次進めていく。



小学生の体験学習活動（宇治市歴史資料館）



市内に設置された文化財説明板

3 - 2 重点区域に関する具体的な計画

重点区域内の資料館等の展示施設に、「宇治市歴史資料館」と「宇治市源氏物語ミュージアム」がある。歴史資料館は、考古資料の収蔵やこれらを活用した企画展示を行っているが、本市の歴史全般に関する常設展示は行っていない。源氏物語ミュージアムは、施設の性格上歴史に関わる展示は僅かである。このため現在計画している（仮称）お茶と宇治のまち歴史公園の交流ゾーンにおいて、宇治の歴史・文化の情報発信機能を持つ施設の整備を行う。

指定文化財等については説明板等を設置しているが、重要文化的景観の選定地と個々の構成要素を示す説明板は未設置のため、周遊マップ等と連携して説明板を設置する。また現在様々な団体・部局が設置した説明板等は、統一性がなく乱立している個所も見受けられる。今後は文化的景観の価値を損なわないよう整備指針を定め、景観に十分配慮した色彩や大きさ、デザインを検討し、理解しやすい説明板や解説等の整備充実に努める。

< 重点区域における事業 >

情報発信・観光交流施設整備事業（平成27年度～令和2年度）

観光振興計画策定事業（平成24年度）

4 . 文化財の周辺環境の保全に関する方針及び計画

4 - 1 市域全体に関する方針

文化財の周辺環境は多様な要素で構成されており、周辺環境の変化が文化財に大きな影響を与えることが考えられるため、文化財の価値や魅力が損なわれることのないよう保全に努める。

本市では、宇治川を骨格とした美しい自然景観と重層的な歴史が刻まれた類まれなる歴史的環境の保全・継承の重要性から、宇治橋上流部分については、既に昭和初期から都市計画において普通風致地区・特別風致地区の設定を行い、文化財の周辺環境の保全に取り組んできた。また京都府文化財保護条例に基づく文化財環境保全地区が2地区指定されており、今後も文化財建造物と一体となった寺社境内の保全を図るものである。

近年では、平成14年に施行した「宇治市都市景観条例」に基づいた「宇治市都市景観形成基本計画」を策定し、平成20年には市民と協働で快適でうるおいのある景観づくりを進めるために、「宇治市良好な居住環境の整備および景観の形成を図るためのまちづくりに関する条例」と景観法に基づく「宇治市景観計画」を定めた。宇治市景観計画では、宇治川や世界遺産の平等院・宇治上神社及びその一帯をシンボル景観と位置付け、また景観計画重点区域には、平等院が所在する中宇治地区と、白山神社拝殿（重要文化財）が所在する白川地区を定めている。更に萬福寺の所在する黄檗地区も景観計画重点区域に追加する予定で検討を進めており、今後も引き続き文化財保護と景観保全やまちづくりと連動した施策によって、文化財の周辺環境保全に取り組む。

4 - 2 重点区域に関する具体的な計画

重点区域の大部分は「宇治市景観計画」の重点区域となっており、建築物の高さや色、看板や屋外広告物等への規制など、景観保全に関する指導を行うとともに、修景助成制度を活用して良好な景観形成に資する改修事例が増えるよう誘導する。今後は、年々減少していくまちなかに残る伝統的木造家屋の保全や活用に関する施策も検討し、取り組むものとする。

宇治橋通り（旧府道宇治淀線）やJR宇治駅前線（旧府道宇治停車場線）では、無電柱化事業を京都府が実施しており、これにより大幣神事などの祭礼時の主要な巡行経路、あるいは茶業に関する建物が多く所在する宇治橋通りにふさわしい景観の維持向上を図っている。

観光シーズンにおける重点区域内の主要幹線路の渋滞や、来訪者で賑わう狭隘な道路での安全性の確保、あるいは自転車による来訪者が近年増加している傾向を受けて、回遊観光の移動手段としての自転車交通施策や、来訪時の移動手段である公共交通利用促進、駐車場対策といった観光交通に対する有効な施策については、関係者とともに検討を進め具体的な事業から実施する。

更に史跡宇治川太閤堤跡周辺の市道宇治12号線・市道宇治313号線・市道菟道221号線、市道宇治五ヶ庄線、市道菟道94号線を始めとした観光周遊道路では、歩道の整備や修景舗装を実施するとともに、観光サイン等の再整備や浸水対策を実施することにより、来訪者の安全性を確保すると同時に回遊性の向上を図る。

<重点区域における事業>

- 歩道整備事業（平成21年度～令和3年度）
- 歩行空間整備事業（平成24年度～令和2年度）
- 無電柱化事業（～令和3年度）
- 観光施設周辺浸水対策事業（平成27年度～令和2年度）
- 観光サイン等整備事業（平成29年度～令和3年度）
- 建物修景助成事業（平成22年度～）
- 屋外広告物助成事業（平成22年度～）
- 観光交通対策検討調査（平成25年度～）
- 空き町家の活用検討調査（平成27年度～）
- 観光サイン等整備計画策定事業（平成27年度）
- 観光周遊道路の整備検討調査（平成28年度～）

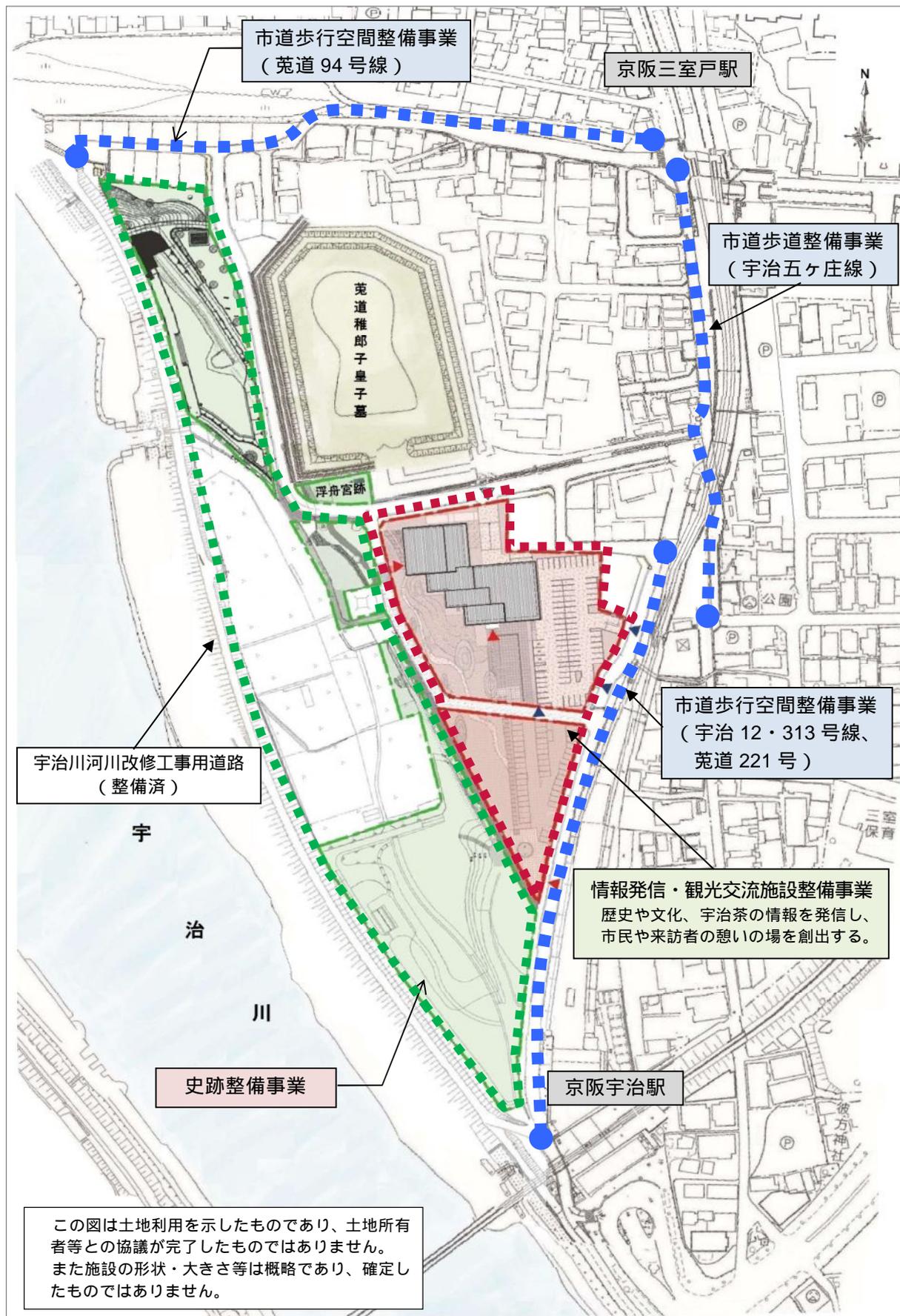


図 5-2 (仮称)お茶と宇治のまち歴史公園の整備イメージ及び周辺道路の整備事業の実施位置

5 . 文化財の防災に関する方針及び計画

5 - 1 市域全体に関する方針

本市では「宇治市地域防災計画」を定め、その中に災害時及び震災時における文化財への応急対策を定めて防災業務を行っている。

本市の文化財所有者は、平等院や萬福寺等を除き小規模な社寺が多く、通常無住の神社も多い。また文化財建造物のほとんどは木造のため防火対策が重要で、所有者、消防署・消防団、自主防災組織、地域住民等が連携して防災意識を高め、活動することが望まれる。平成20年に発足した「宇治市文化財まもり隊」の活動は、文化財に対する保護意識高揚と地域の自主防災活動を促し、火災予防の徹底と災害が発生した場合の被害軽減を図っている。現在17社寺に対し、16の文化財まもり隊が結成されており、所有者や地域住民と共同で防火訓練を行っている。また毎年1月26日に行われる文化財防火デーでは、防火研究会・消防訓練を実施している。

指定文化財に対する防災設備の整備については、自動火災警報装置などの消防設備の設置や修理にあたり事業費を補助するなどして、積極的な設置を所有者等をお願いしており、既に国・府・市指定建造物は、ほぼ自動火災報知設備の設置が完了している。しかし美術工芸品等を所有する社寺等では未設置のところが多く、これらについては防災設備設置への助成を行い、防災事業を進めていく。

このほか美術工芸品等の防犯対策としては、警察と連携を図り、所有者会議等が開催されており、また無住の神社等にある指定文化財については、宇治市歴史資料館に寄託する取組を進めている。

文化財建造物の耐震補強については、「浄土院養林庵書院」が実施しているのみであるが、今後文化庁・京都府と連携し、他の文化財建造物においても事業を進める。

更には指定文化財に留まらず、広く市域に継承されている様々な文化財の防災に関しては、都市防災と連携した検討に取り組む。



消防設備の設置（白山神社拝殿）



文化財の防火訓練（宇治上神社）

5 - 2 重点区域に関する具体的な計画

現在行われている「宇治市文化財まもり隊」の活動など、文化財防災に関する取組を継続的に推進する。

重点区域内には指定文化財以外にも歴史的建造物が多く存在し、市街地に混在している。今後は個々の文化財だけでなく、周辺の市街地を含む一体的な文化財防災計画の策定を進める必要がある。

特に、宇治地区は重要文化的景観選定地であり、宇治地区の都市防災は文化財保護の観点からも取組が必要とされる。地区内にある宇治の歴史の重層性を物語る街路には狭い道路も多く、消防車両の進入が困難な場所もあることなどを考慮して、現在作成中の文化的景観整備計画の中で、防災面に関する問題点・課題を抽出し、具体的な都市防災計画を検討する。

6 .文化財の保存及び活用の普及・啓発に関する方針及び計画

6 - 1 市域全体に関する方針

本市の文化財の価値を後世に伝えるため、文化財を活用しながら、内外に広く普及・啓発するための機会の提供に努める。

文化財に親しんでもらうことを目的とした市指定史跡庵寺山古墳の公開（春・秋の年2回）や小中学生を対象にした文化財見学会、発掘調査報告会、文化的景観フォーラム等を行っており、これらの活動や行事を通じて文化財保護の普及啓発に努める。

このほか、平成24年度から市内全小中学校で実施される小中一貫教育において、「総合的な学習の時間」を「宇治で学ぶ、宇治を学ぶ、宇治のために学ぶ」という考え方に基づく「宇治学」として再構成し、児童・生徒が宇治の歴史・文化遺産や伝統的な産業など体験的に学習できるようにする。

文化財の情報発信については、埋蔵文化財の発掘現場の公開や小学校における出前授業、生涯学習活動推進の一環として公民館での講座・講演会を開催するなど、市民が文化財に触れる機会を設け、文化財をより身近に感じてもらえるよう、普及・啓発活動を行うものとする。加えて、本市のホームページの充実を図り、関心を持つ市外の人も最新の調査成果等が入手できるよう、情報提供を積極的に行うようにする。

なおこれまで国に登録されている文化財が無いことから、市民に対して文化財登録制度そのものの周知を行い、例えば民間所有の民家や店舗、茶業に関する道具類など、宇治の歴史文化を物語る多様な事例を対象に、文化財保護を幅広く進める。



庵寺山古墳の公開と体験学習（古代人になろう）



発掘調査成果の市民説明会

6 - 2 重点区域に関する具体的な計画

重点区域における文化財の知名度は、世界遺産の平等院が圧倒的に高く、宇治上神社がこれに次ぐ。そのほかにも多数の文化財、重要文化的景観の重要構成要素（建物や施設等）の周知を図るため、文化財を見学・回遊できるルート設定を行い、パンフレット等の作成・配布や、未指定文化財等の案内板や説明板等の設置を進める。今後は（仮称）お茶と宇治のまち歴史公園を核としたまちなか観光促進が求められており、周遊散策の促進とともに

移動手段としての交通対策・駐車場整備等を総合的に検討するための計画づくりに着手する。

市民に向けた文化財講座や現地見学会などは継続的に取り組み、スタンプラリーや宇治茶まつり、京都・宇治灯り絵巻などのイベント開催と合わせて関係団体や学校と連携を図り、文化財と触れ合う機会を積極的に設けていく。また平安時代を起源とする宇治川鶴飼は、観光を目的に昭和初期に復活し、現在では宇治川遊覧の夏の風物詩として定着しており、今後も関係団体と連携を図り継承に努める。このほかにも、宇治の歴史文化を総合的に学ぶための小中学生向けの副読本を作成するなど、地域の文化財に対する理解を深めるように努める。

お茶に親しむ文化を普及する方策のひとつとして、気軽に本格的な茶の体験ができる施設である市営茶室対鳳庵の活用を積極的に進める。また近年地元大学が中心となって「親子で楽しむ宇治茶の日」と題して、宇治茶に関するスタンプラリーや、試飲しながらお茶屋さんを巡る「聞き茶巡り」などが開催されており、参加体験型の普及啓発活動を通じて、宇治の歴史文化を学ぶ取組も幅広く推進する。

< 重点区域における事業 >

- 観光振興計画策定事業（平成 24 年度）
- 観光交通対策検討調査（平成 25 年度～）
- 市営茶室対鳳庵活用事業（平成 23 年度～）
- 文化財見学会（平成 23 年度～）
- 歴史・文化啓発事業（平成 23 年度～）
- 宇治茶普及啓発事業（平成 23 年度～）
- 宇治川鶴飼助成事業（平成 23 年度～）
- 宇治十帖スタンプラリー開催（平成 23 年度～）
- 京都・宇治灯り絵巻の開催（平成 23 年度～）



小中学生を対象にした文化財見学会



宇治茶スタンプラリー



聞き茶巡り

7. 埋蔵文化財の取扱いに関する方針及び計画

7-1 市域全体に関する方針

本市には、旧石器時代から江戸時代まで、173か所の周知の埋蔵文化財包蔵地がある。これらの包蔵地は、大部分が沖積低地から丘陵の縁辺部にかけて濃密に分布している。時代的には、旧石器時代から弥生時代の遺跡に比べ、古墳時代から中世の遺跡数が圧倒的に多く、本市の特徴を示している。

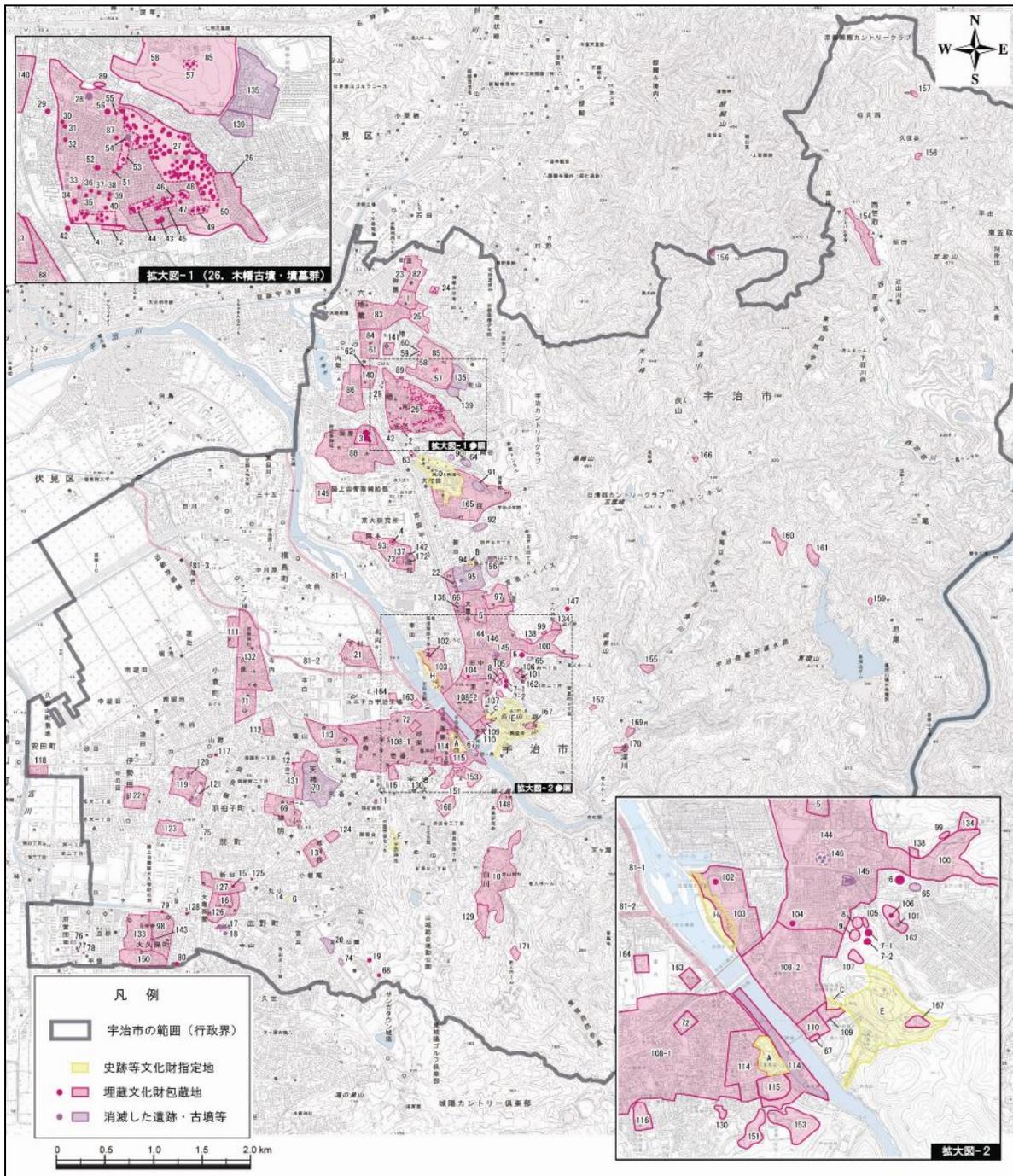


図5-3 宇治市遺跡地図（202年度版の一部に加筆）

これらの包蔵地に関しては常に現状を把握するとともに、開発等に伴う現状変更に関しては、文化財保護法に基づき、京都府教育委員会と連携を図り、指導・助言を得て、事前協議を実施している。埋蔵文化財包蔵地内での開発については、遺構を破壊しないように指導を行うが、やむを得ない場合は事前に発掘調査を実施し、重要な遺構が発見された場合は遺構の現地保存に努める。また包蔵地以外の場所にあっても新たに遺構等が発見された場合には、事業者等に出来る限りの理解を求め、記録保存もしくは重要なものについては保存に向けての協議を行うことに努める。

発掘調査によって出土した遺物は収蔵庫において保管・管理を行うが、重要な遺物については宇治市歴史資料館で保管・管理を行い、普及啓発のために展示する。

埋蔵文化財包蔵地の照会については、本市歴史まちづくり推進課文化財保護係（直接窓口もしくはホームページ）以外に、「京都府・市町村共同統合型地理情報システム(GIS)」からも検索することができる。



宇治市街遺跡の発掘状況

7-2 重点区域に関する具体的な計画

重点区域内には「宇治市街遺跡」、「平等院旧境内遺跡」、「白川金色院跡」、「宇治川太閤堤跡」等の埋蔵文化財包蔵地がある。「宇治市街遺跡」、「平等院旧境内遺跡」では、平安時代の別業群や現状では途切れている街路、平等院の坊跡や、中世から近世に至る様々な遺構を検出しており、平安時代から現在までの宇治の変遷を示す重要遺跡である。このため遺跡の破壊につながる開発は、小規模なものでも発掘調査を実施し、記録保存への理解を求め、重要な遺構が発見された場合には、所有者や関係機関と協議し、保存に努める。側溝・堀といった街路や地割を区画する施設など文献や絵図史料と照合できる遺構等が発見された場合、都市形成の詳細な変遷把握の調査研究に資すると同時に、整備や活用に反映させることとする。

現在宇治川では国土交通省による河川改修事業が行われているが、平等院周辺の宇治川河川敷には平等院釣殿や当初の宇治橋の遺構の存在が予想されるため、京都府教育委員会との協議の結果、平等院旧境内遺跡の範囲の拡大を行い、発掘調査を実施する予定である。

「白川金色院跡」は、重要な遺跡として適切な保護に向けた取組を推進していく。史跡宇治川太閤堤跡については、整備に向けた追加調査を実施し、整備に取り組む。

< 重点区域における事業 >

史跡宇治川太閤堤跡調査（～平成 25 年度）



発掘成果を紹介する説明板

8 . 文化財の保存・活用に係る体制と今後の方針

本市は平成21年4月に機構改革を行い、新たに都市整備部歴史まちづくり推進課を新設した。歴史まちづくり推進課は教育部局の歴史資料館文化財保護係と、都市整備部局の都市計画課まちづくり担当を統合し、文化財保護係、拠点整備係とした2係体制の課である。文化財に関する業務は、教育委員会の事務を文化財保護係の職員が補助執行することとし、従来から引き続き発掘業務や文化財保護の業務を行っている。平成24年1月現在では、文化財保護係は正規職員3名、非常勤嘱託職員3名の計6名で運営している。今後は、史跡宇治川太閤堤跡の整備や重要文化的景観の修復事業等、新たな文化財に関する業務が発生していることから、組織の強化を図ることが必要である。

本市の条例に定める文化財保護委員会は、委員数8名で構成され、各専門分野は考古学1名、陶芸史1名、美術工芸1名、文化人類学1名、古代史1名、建造物1名、民俗学1名、郷土文化1名となっている。市内全般にわたる文化財の指定、また調査や修理等の事業については、文化財保護委員会に諮って、適切な文化財の保存活用を専門家の視点から今後も指導・助言を得て推進する。

9 . 文化財の保存・活用に関わる住民・N P O等各種団体の状況及び今後の体制整備の方針と具体的な計画

9 - 1 市域全体に関する方針

現在、文化財の保存・活用を図るため、「一般財団法人宇治市文化財愛護協会」が活動している。「一般財団法人宇治市文化財愛護協会」は各種講座や歴史散歩などを開催するとともに、史跡隼上り瓦窯公園の清掃活動や小中学生の文化財見学会・感想文コンクールの事業を宇治市より委託を受け実施している。

そのほかにも、参加体験型の普及啓発事業は大学が地域と連携して取り組んでおり、宇治に関わる歴史的なテーマで行われる「宇治市民大学」は市民団体が企画・開催しており、ほかにも市内に数多くの歴史や文化をテーマに取り組むサークル、歴史や文化を学び観光客に伝えている観光ボランティアガイドクラブなど、さまざまな団体等による取組が展開されている。

また平成 21 年 12 月～22 年 2 月に実施した歴史まちづくりワークショップにおいては、実際にまちを歩くことで地域の歴史や文化に対する関心を深めることができたと同時に、宇治の未来について多くの市民意見を得ることができ、今後のまちづくり活動の企画に参加意欲を示す市民意見もみられた。

このような文化財に関わる市民活動が継続されるよう支援し、官民協働による文化財の保存・活用に努めていくものとする。また新たなN P Oや市民団体が組織されるよう、文化財の情報提供を行うとともに人材育成を図り、行政と市民との協働による文化財の保存・活用が広がるよう、体制の整備充実を図る。



歴史まちづくりワークショップ

9 - 2 重点区域に関する具体的な計画

小中学生の文化財見学会・文化財感想文コンクールを本市と共催している「一般財団法人宇治市文化財愛護協会」に対しては、今後も事業を委託し文化財の普及活動を継続する。

文化財の保存・活用を含むまちづくりに取り組む「白川区まちづくり協議会」は、白川金色院跡の適切な保護に向けた取組をきっかけに設置され、白山神社のライトアップやワークショップなどを開催している。このほか、文化的景観の範囲拡大等、本市との協働による取組を推進する。

またお茶どころ宇治の個性を磨くため、宇治茶園の覆下栽培を維持・拡大するための支援事業、宇治茶製法技術保存会への助成事業、「市民茶摘みの集い」や「宇治茶まつり」などの実施団体への助成事業など、宇治茶の品質向上・普及に努める農家や団体等への各種支援を実施する。

このほか、今後市内に残る伝統的家屋等の改修に際し、木造建築の修理に関する技術が必要となるため、現在市内在住の建築士を中心に、改修方法や利活用について調査・研究を行う団体の設立を目指している。

<重点区域における事業>

宇治茶園支援事業（平成23年度～）

宇治茶品質向上事業（平成23年度～）

宇治茶普及啓発事業（平成23年度～）

文化財見学会（平成23年度～）